

県有林に関する住民訴訟等についてのQ&A

Q1 県有地は誰のもので、どのくらいの面積がありますか？

県有地はすべて県民のもので、広さは東京ドーム 33,843 個分に当たる約 158,233 haあります。このうち、訴訟で問題となっているのは約 440 haです。

Q2 住民訴訟では、何を争っているのですか？

まず、訴訟の対象となっている県有地が「適正な対価（地代）」で貸し付けられていたのかが問題となっています。

もし、「適正な対価」で貸し付けられていなかったとしたら、過去の知事（平成 15 年以降に知事を務められた方で、亡くなられた方は除きます）や土地を借りている人（賃借人＝富士急行株式会社）に責任はなかったのか、などが争われています。

Q3 なぜ、「適正な対価」で貸し付けなくてはいけないのですか？

県民全体の財産ですから、本来、「適正な対価」で貸すことは当然ですが、法律でも「『適正な対価』で貸し付けなければいけない」と決められているからです。

県などの地方自治体の財産管理のルールなどを定めた地方自治法という法律があります。この地方自治法には、〈条例や議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくして、これを貸し付けてはならない〉という条文（237 条 2 項）があります。もし、条例や議決がなく、「適正な対価」でない金額で貸し付けた場合は、地方自治法違反となり、契約が無効になってしまいます。

これは、山梨県に限らず、全国どこの自治体でも守らなければならないルール（法律）なのです。

Q4 住民訴訟の判決が出たらどうなりますか？

原告（訴えている人）は、被告（訴えられている人）である県に対して、過去の知事や県有地を借りている人（賃借人）に損害賠償請求又は不当利得返還請求をすべき義務があると訴えています。

もし、住民の訴えが認められれば、県は、過去の知事と、県有地を借りている賃借人に対して、裁判所が決めた損害賠償額又は不当利得額を支払うよう請求しなければなりません。

Q5 これまでの貸付料は「適正価格」なのですか？

90年以上にわたる県有地に係る事実経緯を踏まえた法的議論を通じ、これまでの貸付料は「適正な対価」とは言えないことが判明しました。そこで、県は、裁判の勝ち負けにかかわらず、県有地貸付を適正なものにする作業を進めることにしています。

Q6 県は、判決に従わなければならないのですか？

三権分立の下で、中立的な司法機関である裁判所の判断は、行政機関である県として最大限尊重すべきであると考えます。

ただ、県民の利益を優先する観点から、判決内容に納得できない場合は、高等裁判所へ控訴することもあります。

Q7 もし、住民訴訟で県が裁判に負けたら、どうなりますか？

県に対して過去の知事や賃借人に対して損害賠償又は不当利得返還の請求を命じる判決が確定した場合、知事は判決が確定した日から60日以内に、過去の知事や賃借人に対して、損害賠償金又は不当利得金の支払いを請求しなければなりません。

もし、期限内に支払われなかった場合、県は議会の議決を受けることなく、過去の知事や賃借人に対して訴訟を起こさなければなりません。

Q8 住民訴訟とは別に富士急行株式会社が県を訴えたそうですが、どのような内容でしょうか？

令和3年3月1日付けで、富士急行株式会社は、

- ①山中湖畔県有地の賃借権があること
- ②同県有地の占有について、不法行為に基づく損害賠償債務を負っていないこと
- ③同じく不当利得に基づく返還債務を負っていないこと

以上についての確認を求めて、山梨県を相手取って甲府地裁に訴えを提起しました。（このように、賃借権など、ある法律関係が存在するのかわからないのかについて、裁判所に確認を求める訴訟を「確認訴訟」といいます。）

また、同時に、同土地について賃借権を有することを仮に認めることなどを求める仮処分を申し立てています。

Q9 住民訴訟で争っている点について、富士急行はなぜ費用をかけて確認訴訟を起こし、それに対して県は反訴したのですか？

住民訴訟が終わっていない段階で、なぜ富士急行が裁判を起こしたのか、その意図は不明ですが、県としては、富士急行から提起された裁判においては、富士急行の主張を否定し、請求を棄却する判決を求めています。

しかし、今回の確認訴訟では、仮に県が勝訴したとしても、それだけでは県がこれまで被ってきた損害は回復されません。

さらに、令和3年7月時点で1日あたり約900万円にも及ぶと考えられる県の損害が時効により日々請求できなくなっている可能性があります。

そこで、時効の成立を止め、県がこれまで被ってきた損害を回復するため、令和3年6月定例県議会において議決をいただき、同社が県に対し適正な賃料の支払いを免れたことについて、不法行為による損害賠償などを命ずる判決を求めて令和3年7月9日に反訴を提起しました。

Q10 「反訴」とはどのようなものですか？

確認訴訟においては、原告の主張に反論するだけでは、裁判が終わっても実質的には争いが解決しないケースがあります。

このような場合、争いを一挙に解決するために、同じ訴訟における手続きとして、被告側から原告に対し請求を行う「反訴」を起こすことが一般的に行われています。これは、民事訴訟の手続きとしては、当然のものとして想定されていることです。

このような反訴は、早期に法律関係が確定するため、費用や労力の面で原告、被告双方にメリットがあるといえます。

Q11 県が被った損害と、県が富士急行に起こした「反訴」での請求額はいくらですか？

損害額について触れる前に、少し法律論を説明します。

富士急行は、山梨県と締結した山中湖畔県有地に関する賃貸借契約が地方自治法に違反して無効であるにもかかわらず、継続して同地を使用しています。このことによって、県は毎年、「適正賃料」と「実際に同社から支払を受けた賃料」との差額を損害として被っています。

この損害について、県は富士急行に対し、民法の不法行為を理由とする損害賠償か、不当利得を理由とする利得金の返還か、いずれかの請求を行うことができます。

ただし、不法行為に基づく請求権は、権利侵害（今回のケースでは県有地の占有）が始まってから20年が過ぎると時効が成立して請求ができなくなります。また、不当利得についても10年で時効が成立します。

次に、ご質問の損害額について説明します。

令和3年7月時点で、不法行為による損害額（時効が成立せずに現在請求できるもの）は、約364億円にも及ぶと考えています。

今回の反訴では、この約364億円のうち、時効が成立しない

- ・平成13年7月9日から平成15年7月8日までの不法行為に基づく損害賠償請求
- ・平成23年7月9日から平成25年7月8日までの不当利得による利得金返還請求分

の合計である93億2277万301円と遅延損害金を請求対象にしました。

Q12 県はなぜ、反訴で全額の請求を行わなかったのですか？

本来であれば、県は損害の総額（約364億円）を請求することができます。また、反訴することは、時効の成立を阻止する効果があることから、反訴で全額の損害賠償をすべきだとお考えになる人もいらっしゃると思います。

ただし、損害賠償額など、訴訟の対象の価額が大きくなればなるほど裁判所に支払う手数料が多額となります。

今回4年分の請求を行うだけでも、裁判所への手料金は1,532万9千円となり、時効にかからない20年分すべてを請求すると、更に多額となります。

このように請求額が多額となる場合には、債権額の一部であることを明らかにしたうえで訴訟を提起し、この一部について判決を得ることで主張の正しさを確認しつつ、確実に紛争解決を進めること（これを「一部請求」と呼びます）が一般に行われています。

訴えを提起することによって時効の成立を止め、かつ、一時的に多額の出費を必要とする事態を避けるため、今回は一部請求をすることにしました。

なお、一部請求によって県が勝訴判決を得た場合や県勝訴の判決を得られる見込みが極めて高くなった場合には、残りの債権についての訴訟提起のための議案を速やかに提出します。

Q13 県有林に関する住民訴訟等には、どのような弁護士が必要なのでしょうか。

住民訴訟も、富士急行が提起した訴訟も、県は訴えられた立場（被告）です。県は、県民の利益を代表する立場で訴訟に対応するため、地方自治法をはじめ、民法や借地法などに精通した弁護士をお願いする必要があると考えました。

県はこの裁判を通じて、県有地の貸付を違法でない適正な状態に戻したいと考えています。すべての県有地は県民の財産であり、そこから得られる利益は正しく県民に還元されるべきだからです。

Q14 弁護士への着手金の予算について、なぜ議会を開かないで専決処分しなければならなかったのでしょうか？

答弁書の提出期限を5月6日と定めた富士急行からの訴状等は、4月5日になってようやく到達しました。このため、準備期間は最初から極めて限られている状況でした。

また、同社からは賃借権確認等の仮処分の申し立てもされていますが、裁判所は、迅速な進行が要求される仮処分に対しては、通常、短い時間で判断を行うため、県の考えを最初から詳細に主張しなければならない状況にありました。

令和3年2月議会においては、「着手金を初めとして最少の経費となるよう努力すること」との附帯決議がされています。

訴訟代理人となる弁護士の選任にあたっては、この議会からの附帯決議を十分踏まえ、着手金を最少のものとする観点から、他の法律事務所への打診を含め、厳しい交渉を重ねてきました。

しかし、極めて困難な条件の下での委託業務になることから、最終的に調整が完了したのは4月28日となり、5月6日の答弁書提出に向けた契約締結は4月30日とせざるを得ず、残された時間はわずか1日となりました。

議会を招集する場合、緊急を要するときは、必ずしも7日間の告示期間を要しないとされていますが、この場合においても、常に全ての議員が開会までに参集しうる時間的余裕を置いて告示することが求められています。

先程ご説明した状況から、全ての議員が開会までに参集しうる期間を置いて告示し、臨時議会を招集することは困難であり、時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項に基づき、やむを得ず専決処分をしたものです。

Q15 弁護士と交渉した結果、経費はどのくらい減らせたのでしょうか？

本来なら、富士急行が起こした訴訟は確認請求と仮処分申し立ての2つあるので、それぞれの裁判について契約する必要があります。しかし、今回は弁護士と交渉した結果、2つの裁判を合わせて1本の契約となりました。

着手金についても、旧日弁連報酬等基準（一般的に使われている弁護士報酬の基準です）では、経済的利益の2%で算定するところを、1.2%で算定しました。さらに、昨年度の調査委託経費である6,600万円も差し引くなど、経費縮減に努めました。

また、契約は反訴を提起するに際して必要となる着手金を支払わなくても済むようにしました。

この結果、旧日弁連報酬等基準で算定すれば 8億円余となる着手金を、1億4千万円余にまで大幅に縮減しました。5分の1以下です。

弁護士費用は着手金のほかに成功報酬も支払う必要があります。成功報酬については、県の主張が裁判所に認められ、富士急行に対する請求が確定し、経済的利益が確保された場合に支払うこととしました。

このように、2月議会における附帯決議を十分以上に踏まえ、将来的な弁護士費用を含め、最少の経費となるよう最大限の努力をしました。

ここまで読んでいただいて、ありがとうございます。
最後に一言、付言させてください。

県議会にご承認いただいた弁護士費用は、大幅に減額したとはいえ確かに高額です。

しかし、このことは、その高い費用を必要とするほどに『県民が失っている利益が巨大』であることを意味します。

そして、住民訴訟の行方次第では、この『県民が（これまで）失っている利益』は、『県民がこれから将来にわたって失い続ける利益』となってしまう

す。そして、何よりも、はじめから「適正な賃料」で貸していれば、そもそもこのような問題は生じなかったのです。

今回、県は富士急行からの訴えに対し、損害賠償などを命ずる判決を求めて反訴を提起しました。県すなわち県民がこれまで被ってきた損害を回復すべく、県民の利益を第一に考え、県の主張が裁判所に認められるよう、全力で裁判を追行して参ります。